

2021 年 9 月吉日
北伊勢上野信用金庫

未利用口座管理手数料の新設に伴う預金規定改訂・制定のお知らせ

北伊勢上野信用金庫は、2021 年 11 月 1 日より未利用口座管理手数料を新設することに伴い、下記のとおり、預金規定を改訂・制定いたします。

なお、改訂・制定後の新規定は、改訂・制定前よりお取引いただいているお客さまに対しても適用されますので、予めご了承ください。

記

1. 改訂・制定日

2021 年 11 月 1 日（月）

2. 改訂・制定規定

①改訂規定

普通預金規定・貯蓄預金規定・総合口座取引規定

②制定規定

未利用口座管理手数料に関する特約

3. 改訂・制定内容

普通預金規定・貯蓄預金規定・総合口座取引規定について、「未利用口座管理手数料」の条項を新設し、未利用口座管理手数料に関する特約を制定します。

普通預金規定

4. 未利用口座管理手数料

- （1）未利用口座管理手数料は、別に定める未利用口座が対象となります。
- （2）この預金口座が未利用口座になった場合は、この預金口座から払戻請求書等によらず別に定める未利用口座管理手数料を引落します。
- （3）この預金口座の残高が未利用口座管理手数料に満たない場合は、残高全額を未利用口座管理手数料の一部として引落し、預金者に通知することなくこの預金口座を解約します。
- （4）前二項で引落した手数料は返却しません。

※貯蓄預金規定・総合口座取引規定についても、同様の改訂を行います。

未利用口座管理手数料に関する特約

1. 特約の適用範囲等

- （1）この特約は、普通預金口座（総合口座、決済用口座を含む）および貯蓄預金口

座（以下「この預金」といいます。）に適用されます。

- (2) この特約は、次の規定（以下「関連規定」という。）の一部を構成するとともに関連規定と一体として取り扱われるものとし、この特約に定めがある事項はこの特約の定めが適用され、この特約に定めがない事項に関しては関連規定が適用されるものとします。

①普通預金規定（決済用預金を含む）

②貯蓄預金規定

③普通預金（決済用預金を含む）、貯蓄預金、納税準備預金共通規定

④総合口座取引規定

2. 未利用口座の範囲

この預金において最後の預入または払戻し等のお取引（ただし、この預金の利息の組入れおよび未利用口座管理手数料の引落しは除く）から2年以上経過した口座

3. 未利用口座管理手数料対象外の口座

- (1) この預金残高が1万円以上である場合
(2) この預金の取引店で、定期性預金、投資信託、保険等の取引がある場合
(3) この預金の取引店で、融資取引がある場合（カードローン契約があり、ご利用がない場合を含む）

4. 未利用口座管理手数料等の取扱いについて

- (1) この預金が未利用口座管理対象口座となった場合には、対象となった口座をお持ちのお客さまのお届け住所に通知を発送します。なお、この通知が延着または到着しなかった場合でも通常到着すべきときに到着したものとみなします。
(2) 前項の通知を発送してから3か月経過後もご利用またはご解約がない場合、毎年1回、当金庫が定める任意の日に別にお知らせする未利用口座管理手数料を、この預金口座から払戻請求書等によらず引落します。
(3) この預金口座の残高が未利用口座管理手数料に満たない場合は、残高全額を未利用口座管理手数料の一部として引落し、預金者に通知することなくこの預金口座を解約します。
(4) 前二項で引落とした未利用口座管理手数料は、返却しません。

5. 特約の変更

- (1) この特約の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページ掲載その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
(2) 前項の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。

以上